

法 学 号 外
平成 30 年 6 月 13 日

各 私 立 学 校 長 様
(幼・小)

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

聖学院アトランタ国際学校（小学部）に係る小学校課程と同等の課程を
有する在外教育施設の認定の取り消しについて
このことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 竹内

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス: AH0007@pref.iwate.jp

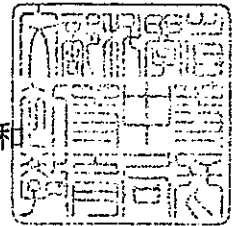
29受文科初第3300号

平成30年6月1日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長 殿
構造改革特別区域法第12条第1項の

認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の長

文部科学省初等中等教育局長
高橋道利



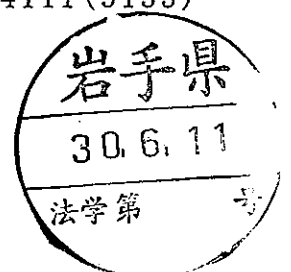
(印影印刷)

聖学院アトランタ国際学校（小学部）に係る小学校の課程
と同等の課程を有する在外教育施設の認定の取消しについ
て（通知）

標記について、別紙のとおり認定を取り消すこととなりましたので通知し
ます。

なお、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市区町村教育委員会に
対する周知について、御配慮願います。

担当：初等中等教育局
国際教育課企画調査係
電話：03-5253-4111(3135)



公益法人聖学院アトランタ国際学校

在外教育施設の認定等に関する規程（平成3年文部省告示第114号）第21条の規定に基づき、小学校の課程と同等の課程を有する在外教育施設として認定した聖学院アトランタ国際学校（小学部）について、平成30年6月14日をもって認定を取り消します。

平成30年6月1日

文部科学大臣 林 芳 正

